

## 工事現場・現場事務所等の下水道について

### 1. 公共下水道への接続に伴う下水道使用料について

- (1) 工事現場における水道栓について、
  - ・砂埃の飛散防止等のための散水等のみを使用し、公共下水道（污水管）へ下水（污水）を流さない場合、下水道使用料はかかりません。
  - ・トイレ等に使用し、公共下水道へ下水を流す場合、臨時的・一時的な使用であっても下水道使用料を納めなければなりません。
- (2) 下水道使用料は（建設局に特別な届出をしない限り）、水道料金と同時に納めていただきます。

### 2. 公共下水道の無断使用・使用料未徴収が判明した場合

公共下水道の無届使用、下水道使用料の未徴収等が明らかになった場合、以下のように取り扱います。

- (1) 使用料の遡及 建設局下水道部経営管理課が事情聴取のうえ、使用開始時に遡って下水道使用料を請求します。その場合、水道使用量全量を使用料算定の基礎となる排除汚水量とみなします。（水道以外の水の使用があった場合は、その使用量も加算します。）
- (2) その他 度重なる無届使用や指摘を受けても是正しない場合など、悪質と判断した場合は神戸市下水道条例第26条によって使用者に対し過料を科したり、指定工事店・責任技術者の指定を取り消す等の行政処分を行うことがあります。

### 3. 公共下水道の使用について

工事現場における公共下水道の使用については、以下の点に注意してください。

- (1) 水道の契約開始時から公共下水道を使用することが明らかな場合は、その旨を水道局に届け出てください。
- (2) 水道の申請時に「公共下水道未接続」（公共下水道に接続が無いと申請したもの）であるにもかかわらず、公共下水道の使用がある場合は、水道局各センターに直ちに報告し、その指示に従ってください。
- (3) 水道以外の水を使用して公共下水道に放流する場合は、建設局下水道部経営管理課に相談のうえ、「排除汚水量申告書」を提出してください。  
※給水系統への私設量水器の設置や指針数報告（2か月に1回）が必要となります。

#### 4. 工事現場からの放流について

工事現場で発生する湧水や汚濁水等を放流する場合は、あらかじめ環境局環境保全課に相談してください。

#### 5. 工事現場における排除汚水量の減量認定制度について

工事現場において、散水等下水に流さない水が多量にあり、使用される水量と公共下水道に排除される水量に著しい差がある場合は、事前に「排除汚水量減量申告書」を提出し、仮設トイレ等の使用水量を私設メータで計測して頂くことにより、その使用水量分についてのみ下水道使用料をお支払い頂く制度があります。(この手続きをされるまでは、全使用水量に対し下水道使用料がかかります。遡っての減量認定はできません。)

#### [お問い合わせ先]

##### ■公共下水道の使用について

<東灘区・灘区・中央区>

建設局東水環境センター管理課サービス係

TEL：078-451-0456

<兵庫区・長田区・須磨区>

建設局中央水環境センター管理課サービス係

TEL：078-641-2711

<北区>

建設局中央水環境センター管理課北下水道係

TEL：078-581-6250

<垂水区・西区>

建設局西水環境センター管理課サービス係

TEL：078-752-1700

##### ■下水道使用料について

建設局下水道部経営管理課

TEL：078-806-8709

##### ■工事現場からの放流水について

環境局環境保全課

TEL：078-595-6223

#### 【担当課】

神戸市建設局下水道部経営管理課

TEL 078-806-8709